

# 第4章 計画実現に向けた方策

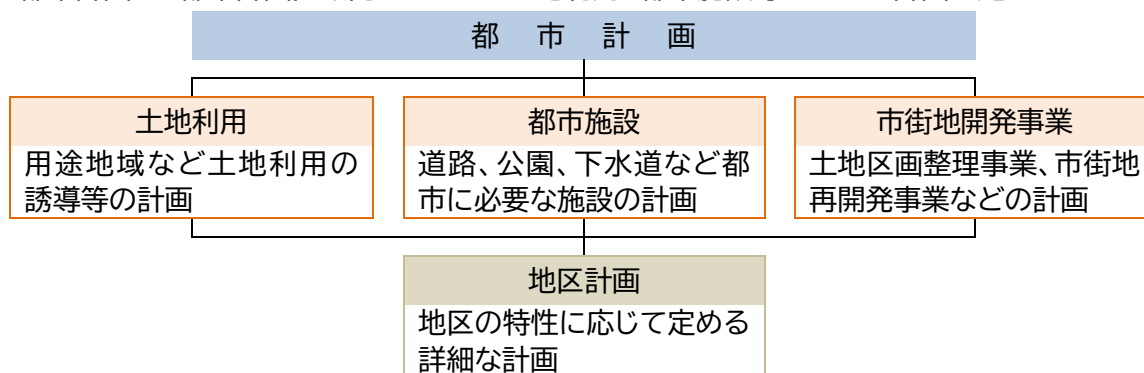
本マスタープランのまちづくりを進めて行くためには、さまざまな制度や手法を用いて取組を行う必要があります。また、まちの活性化と誇りある地域を創造するためには、それぞれの担い手が、その立場に求められる役割と責任を理解し、出し得る力を最大限に発揮することが重要です。

このため、行政のみが担うものではなく、市民・事業者・行政が目標を共有し、協働で本マスタープランの実現を目指します。

## 1 都市計画法等に基づくまちづくりの推進

### (1) 都市計画の体系

都市計画は、都市計画区域内において、土地利用、都市施設等について計画を定めるものです。



#### ■都市計画の内容

現在の本市内の都市計画は、次の計画があります。

- 土地利用 区域区分の設定なし(市街化区域、市街化調整区域の区分をしていない)
- 都市施設 道路、公園、下水道、ごみ処理場、火葬場
- 市街地開発事業 なし
- 地区計画 なし

### (2) 土地利用

本マスタープランの土地利用の考え方にに基づき、地域地区(用途地域等)の指定を検討します。

### (3) 都市施設

本マスタープランの都市基盤の整備、都市機能施設の考え方にに基づき、都市施設の都市計画決定・変更を行います。

### (4) 立地適正化計画の策定

都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定します。

立地適正化計画では、全体構想の各分野の考え方にに基づき、都市拠点、地域拠点への都市機能誘導を図るため、都市計画区域内に誘導区域、都市機能誘導施設を定め、都市計画区域外の地域拠点を地域生活拠点として位置付けます。

### (5) 関連計画と一体的な施策・事業の推進

効果的・効率的な事業・施策を展開するためには、土地利用、交通、医療・福祉、子育て、観光・産業・防災・環境などの様々な分野との連携が重要であり、庁内関係各課の横断的な検討体制を構築し、関連する計画と連携を図りながらまちづくりの取組を推進します。

## (6) 国・府等の関係機関との連携強化

道路や公園、河川等については、国や府等と役割を分担して整備・改修等を進めており、今後も関係機関と連携を強化し、広域的な視点でまちづくりを進めていきます。

## 2 協働のまちづくりの推進

### (1) まちづくりの情報の共有化

まちの客観的な現状把握や、まちづくりの取組事例や仕組み、互いの意見などを知ることが、協働（参加、参画）の第一歩であるため、広報紙やインターネット、SNS などを通じた情報提供を行うとともに、情報交換の場づくりを進めます。

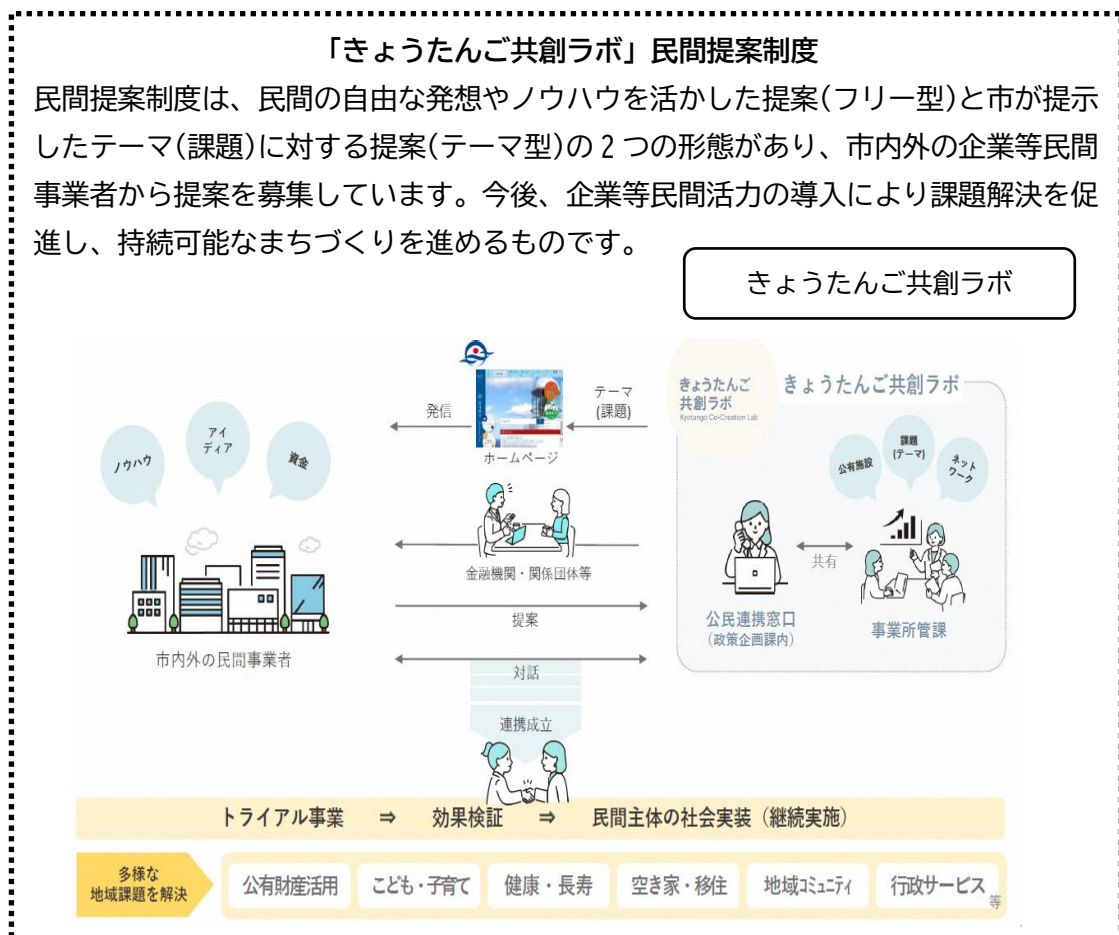
### (2) 新たな地域コミュニティによる地域づくり

地域住民が主体となって、将来にわたり持続可能な地域社会を築くため、地域住民の顔の見える範囲で、顔の見えるまとまりを持つ旧村や地区公民館の区域などを基に、新たな運営の仕組みを構築します。また、今後も自治・区等の地域組織を支援するとともに、地域住民による課題解決に取り組む新たな地域コミュニティの組織づくりを促進し、持続可能な地域づくりを推進します。

### (3) 公民連携の推進

京丹後市公民連携指針に基づき、市内外の企業等民間事業者や学術機関等と市が協力し、市民等とともに地域課題の解決に取り組みます。

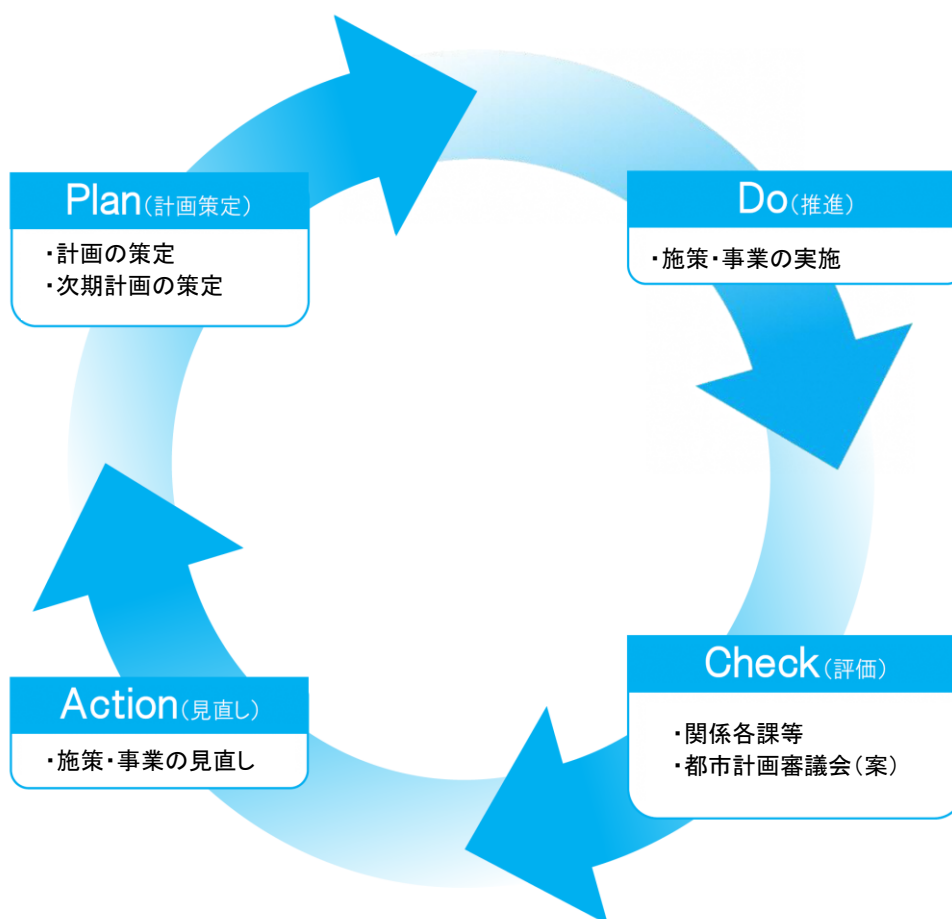
公民連携のプラットフォーム「きょうたんご共創ラボ」により、まちづくり情報等の一元化や市内外への情報発信、企業等民間事業者と関係部局のコーディネート（連絡・調整、対話の場づくり）、企業等民間事業者とのマッチングを促進し、まちづくりの課題解決を進めます。



### 3 進行管理と見直し

都市計画マスタープランは、概ね20年後を展望しつつ、令和17(2035)年度までの10年間の計画ですが、PDCAサイクルの進行管理による評価を踏まえ、必要に応じて、都市計画マスタープランを適切に見直し、より望ましい姿へと進化させていきます。

このため、概ね5年後を区切りに、PDCAサイクルによる進行管理を行い、柔軟かつ計画的にまちづくりを展開していきます。



図—45 進行管理計画 (PDCA サイクル) 図